

施工能力審査型総合評価方式の一部改正について

この度、改正品確法の基本理念である「地域における担い手の確保及び育成」の趣旨を踏まえ、施工能力審査型総合評価方式の評価項目及び工事成績評価点の算定表について、下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

詳しくは、「東京都施工能力審査型総合評価方式試行の取扱」を御覧ください。

記

1 主な見直し内容

(1) 技術点の評価項目の追加

企業の信頼性・社会性の評価項目に、地域の精通度を評価する項目として「地域における実績」を追加。一定の工事成績評定を満たす場合は加点。

※ 企業の信頼性・社会性を評価対象とする場合は、各発注案件の「公表事項」に詳細を明記します。

(2) 工事成績評価点の細分化

「過去の工事成績評定」における工事成績評価点の算定表を改正。

【現行の算定表（一部抜粋）】

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
62.5 点 以上 65 点 未 満	7
65 点 以上 67.5 点 未 満	8
67.5 点 以上 70 点 未 満	9
70 点 以上 72.5 点 未 満	10
72.5 点 以上 75 点 未 満	11



【改正後の算定表（一部抜粋）】

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
62.5 点 以上 64.5 点 未 満	7
64.5 点 以上 66 点 未 満	8
66 点 以上 67.5 点 未 満	9
67.5 点 以上 69 点 未 満	9.5
69 点 以上 70.5 点 未 満	10
70.5 点 以上 72 点 未 満	10.5
72 点 以上 73.5 点 未 満	11
73.5 点 以上 75 点 未 満	11.5

2 施行日

平成 27 年 7 月 1 日以後に公告等を行う案件から適用します。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当

直通 (03) 5388-2607